

瀬戸内契第122号
平成27年3月23日

入札参加資格審査申請者 様

瀬戸内市長 武久 顕也
(公印省略)

建設工事に係る入札制度等の見直しについて

平素は本市の建設行政につきまして格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、平成26年6月4日公布の建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、本市発注建設工事の入札制度等について、次のとおり見直し、平成27年4月1日以降に発注する工事から適用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 入札金額の内訳書の提出について

建設業者は、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないとされたことから、本市電子入札システムでは入札金額登録時に、「入札金額の内訳書」を入札金額と同時に提出する機能を追加します。

(1) 対象案件

- ・一般競争入札及び指名競争入札の工事案件
※第1回入札が不調の場合の第2回以降の入札時は提出不要です。
※随意契約の案件は対象外です。

(2) 対象者

- ・対象案件の入札に参加する全ての者

(3) 内訳書の様式

- ・任意様式としますが、国が示す参考様式(別添1参照)でも構いません。
- ・提出を要するものは、内訳書のみで代価表等の明細書は不要です。

(4) 提出の方法

- ・電子入札システムにファイルを添付します。詳細は別添2を参照して下さい。
- ・電子入札システムに添付できるファイルには種類、容量等の制限があります。(別添2の2ページ目参照)

(5) 注意事項

- ・入札金額と内訳書の総額の不一致、工事件名の誤記がある場合は、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。
- ・開札後に内訳書の内容を確認するため、指名競争入札の案件については、これまでのように開札直後に落札決定ができません。内訳書の確認の結果、落札決定ができ次第速やかにメールによりお知らせします。

2 施工体制台帳の作成等について

- 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、これまでの規模基準（下請負総額 3,000 万円以上等）が撤廃され、下請負契約を締結する全ての場合に拡大されます。
- 元請負人は、下請負人に対し、再下請負に付した場合には再下請負通知書の提出が必要な旨などを記載した書面を交付しなければなりません。
- 施工体制台帳の記載事項として外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事が追加されます。
- これまで提出を求めていた下請負人の建設業許可証及び主任技術者の資格者証等の資料は、今後は提出不要とします。
- 提出書類は、「下請負に関する提出書類一覧表」（別添 3）のとおりです。
- その他詳細及び様式については、瀬戸内市ホームページを参照して下さい。

ホーム > ビジネス・産業 > 入札・契約 > お知らせ（周知・留意事項） >
お知らせ（平成 27 年度）

http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/bijinesusangyo/nyusatsukeiyaku/oshirase_shuchiryujiko/index.html

（問い合わせ先）

総務部 契約管財課 契約係 TEL 0869-22-3906